

漁業権の免許状況（令和3年3月31日現在）

1 免許状況

千葉県は、県内 44 漁業協同組合（海面 28・内水面 16）に対し、漁業権を免許しており、その概要は下表のとおりである。

区 分		件 数
共同漁業権	海面	65件（うち短期免許3件）
	内水面	15件
	小計	80件
区画漁業権	海面	43件（うち短期免許9件）
	内水面	4件
	小計	47件
定置漁業権	海面	11件
合計		138件（うち短期免許12件）

この他、本県に關係する漁業権として、海面には大根漁業権(千葉県及び茨城県共有の共同漁業権。令和3年3月31日現在は茨城県知事が免許。)が、また内水面には江戸川の漁業権(千葉県、東京都及び埼玉県共有の共同漁業権。東京都知事が免許。)がある。

2 漁業権の存続期間

共同漁業権	10年（短期免許は1年以下） 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで
区画漁業権（1種）	5年（短期免許は1年以下） 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで
	（2種）.....	10年 平成25年9月1日から令和5年8月31日まで
定置漁業権	5年 平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

3 漁業権の種類

(1) 共同漁業権

第1種 定着性の水産動物、海藻類等を目的とする漁業

（海面：あわび、さざえ、いせえび、あさり、はまぐり、わかめ、ひじき等）

（内水面：しじみ、かき、あさり、はまぐり、えむし）

第2種 網漁具を移動しないように敷設して営む漁業であって定置漁業及び第5種共同漁業以外のもの

（固定式さし網、すだて、小型定置）

第3種 地びき網漁業であって第5種以外のもの

第5種 内水面において営む漁業であって第1種以外のもの

（こい、ふな、うなぎ、あゆ、うぐい等）

(2) 区画漁業権

第1種 一定の区域内において石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業

（のり養殖、わかめ養殖、垂下式あわび養殖、ぶり・まだい等の魚類小割式養殖、二枚貝垂下式養殖）

第2種 土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

（ひらめ等の築堤式養殖）

(3) 定置漁業権

最高潮時において身網の最深部が水深27m以上に設置される定置網

漁業権の内容

i 海面

(1) 漁業権一覧

共同漁業権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権	共第1号	第1種	市川市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	市川市塩浜地先
		第2種			
	共第2号	第1種	牛込	H.25.9.1から R.5.8.31まで	木更津市牛込地先
		第2種			
	共第3号	第1種	金田	H.25.9.1から R.5.8.31まで	木更津市中島から畔戸 に至る地先
		第2種			
	共第4号	第1種	久津間 江川	H.25.9.1から R.5.8.31まで	木更津市久津間及び 江川地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
市川市	おごのり (1/1～12/31) もがい (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) しおふき (1/1～12/31) ほんびのすがい (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) 雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)	なし
木更津市牛込	おごのり (1/1～12/31) もがい (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) おおのがい (1/1～12/31) しおふき (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) 雑魚すだて (3/1～8/31)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
木更津市中島、瓜倉、畔戸及び中野	おごのり (1/1～12/31) もがい (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) おおのがい (1/1～12/31) しおふき (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) 雑魚すだて (3/1～11/30)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
木更津市久津間、江川及び岩根	おごのり (1/1～12/31) もがい (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) おおのがい (1/1～12/31) しおふき (1/1～12/31)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同漁業権	共第5号	第2種	木更津市中里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	木更津市中里地先
		第1種			
		第2種			
	共第6号	第1種	木更津	H.25.9.1から R.5.8.31まで	木更津市吾妻から新港に至る地先
		第2種			
	共第7号	第2種	木更津 牛込 金田 久津間 江川 木更津市中里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	木更津市地先
	共第8号	第1種	富津	H.25.9.1から R.5.8.31まで	富津市富津地先
		第2種			

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	えむし (1/1～12/31)	
	雑魚すだて (3/1～8/31)	
木更津市中里	おごのり (1/1～12/31)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	もがい (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	おおのがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	雑魚すだて (3/1～8/31)	
木更津市吾妻、木更津及び貝淵	おごのり (1/1～12/31)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	もがい (1/1～12/31)	
	かき (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	おおのがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	雑魚すだて (3/1～8/31)	
木更津市	雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)	なし
富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	おごのり (1/1～12/31)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	たいらぎ (11/1～翌5/31)	
	かき (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	みるくい (1/1～12/31)	
	なみがい (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	おおのがい (1/1～12/31)	
	なまこ (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	雑魚すだて (3/1～8/31)	

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権	共第9号	第1種	新富津	H.25.9.1から R.5.8.31まで	富津市富津地先
		第2種			
		第3種			
	共第10号	第1種	富津市下洲	H.25.9.1から R.5.8.31まで	富津市川名及び篠部地先
		第3種			
	共第11号	第1種	大佐和	H.25.9.1から R.5.8.31まで	富津市千種新田から 笹毛に至る地先
		第2種			
	共第12号	第1種	天羽	H.25.9.1から R.5.8.31まで	富津市湊から金谷に 至る地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	おごのり (1/1～12/31)	すだて漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
	たいらぎ (11/1～翌5/31)	
	かき (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	みるくい (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	おおのがい (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	雑魚すだて (3/1～8/31)	
	ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	
	きす固定式さし網 (1/1～12/31)	
	こち固定式さし網 (1/1～12/31)	
かに固定式さし網 (1/1～12/31)		
あじ地びき網 (1/1～12/31)		
富津市川名及び篠部	にし (1/1～12/31)	な し
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	みるくい (1/1～12/31)	
	たこ (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	あじ地びき網 (1/1～12/31)	
富津市千種新田、岩瀬、小久保、八幡、亀田及び笹毛	かじめ (1/1～12/31)	な し
	てんぐさ (4/1～10/31)	
	つのまた (1/1～12/31)	
	つめたがい (1/1～12/31)	
	ばい (1/1～12/31)	
	にし (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	みるくい (1/1～12/31)	
	あかがい (1/1～12/31)	
	たこ (1/1～12/31)	
	なまこ (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	すずき小型定置 (1/1～12/31)	
富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	かじめ (1/1～12/31)	な し
	わかめ (9/1～翌5/31)	
	ひじき (1/1～12/31)	

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権					
	共第13号	第2種	天羽 富津市下洲 大佐和	H.25.9.1から R.5.8.31まで	富津市川名から金谷に 至る地先
	共第14号	第1種	鋸南町保田	H.25.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町元名から 大六に至る地先
		第2種 第3種			

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	てんぐさ (4/1～10/31) つのまた (1/1～12/31) あわび (4/1～9/15) ところぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) ばい (1/1～12/31) にし (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) あかがい (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	
富津市川名、篠部、千種 新田、岩瀬、小久保、 亀田、八幡、笹毛、湊、 竹岡、萩生及び金谷	いか固定式さし網 (1/1～12/31) くるまえば固定式さし網 (1/1～12/31) かに固定式さし網 (1/1～12/31) いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	なし
安房郡鋸南町元名、 保田、大帷子、吉浜 及び大六	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) てんぐさ (4/1～10/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) あわび (4/1～9/15) ところぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) いか小型定置 (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13 メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
	免許番号	種類			
共同 漁業 権	共第15号	第1種	鋸南町勝山	H.25.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町竜島から 岩井袋に至る地先
		第2種			
	共第16号	第1種	岩井富浦	H.25.9.1から R.5.8.31まで	南房総市久枝から小浦に 至る地先
		第2種			
		第3種			
	共第17号	第2種	鋸南町保田 鋸南町勝山	H.25.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町から南房 総市小浦に至る地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
安房郡鋸南町竜島、勝山、下佐久間及び岩井袋	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) てんぐさ (4/1～10/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) とさかのり (1/1～12/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばい (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13 メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) てんぐさ (4/1～10/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばい (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13 メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
安房郡鋸南町並びに南房総市久枝、市部、	くるまえび固定式さし網 (1/1～12/31) かに固定式さし網 (1/1～12/31)	なし

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権			岩井富浦		
	共第18号	第1種	岩井富浦	H.25.9.1から R.5.8.31まで	南房総市富浦町地先
		第2種			
		第3種			
	共第19号	第1種	館山	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市船形から大賀に至る地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	かます固定式さし網 (1/1～12/31) いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	
南房総市富浦町	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) とさかのり (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) ばい (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼宮城、笠名及び大賀	わかめ (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) はばのり (9/1～翌5/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) ばい (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31)	(1) 船形漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (2) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共 同 漁 業 権					
		第2種			
		第3種			
	共第20号	第2種	岩井富浦 館山	H.25.9.1から R.5.8.31まで	南房総市富浦町から館山 市大賀に至る地先
	共第21号	第1種	西波左間 岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市香から坂井に至る 地先
	共第22号	第2種	西波左間 岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市香から坂田に至る 地先
	共第23号	第2種	西岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市香沖合(沖の島沖合)
	共第24号	第2種	西岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市香から見物に至る 地先
共第25号	第2種	西岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市浜田沖合	

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	ばかがい (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	
館山市船形、川名、那古、正木、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼宮城、笠名及び大賀並びに南房総市富浦町	くるまえび固定式さし網 (1/1～12/31) かに固定式さし網 (1/1～12/31) かます固定式さし網 (1/1～12/31) いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) たい固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	船形漁港内泊地においては船舶の航行を妨げてはならない。
館山市香、塩見、浜田、見物、波左間、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) とさかのり (2/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばい (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	な し
館山市香、塩見、浜田、見物、波左間及び坂田	いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	な し
館山市香、塩見、浜田、及び見物	あじ小型定置 (1/1～12/31)	な し
館山市香、塩見、浜田、及び見物	あじ小型定置 (1/1～12/31)	漁具の設置統数は、5 箇統以内とする。
館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川	あじ小型定置 (1/1～12/31)	な し

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共 同 漁 業 権					
	共第26号	第2種	西 岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市見物地先
	共第27号	第2種	波 左 間	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市波左間地先
	共第28号	第2種	西 岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市坂田地先
	共第29号	第2種	西 岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市洲崎地先
	共第30号	第2種	西 岬	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市西川名から坂井 に至る地先
	共第31号	第1種	館 山	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市布沼から布良に 至る地先
	第2種				

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
名及び伊戸		
館山市香、塩見、浜田及び見物	あじ小型定置 (1/1～12/31)	なし
館山市波左間	あじ小型定置 (1/1～12/31)	なし
館山市坂田	あじ小型定置 (1/1～12/31)	なし
館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	あじ小型定置 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	あじ小型定置 (1/1～12/31)	漁具の設置統数は2箇統以内とし、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
館山市相浜及び布良	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) とさかのり (2/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばい (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) あさり (1/1～12/31) ばかがい (1/1～12/31) うに (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) すずき小型定置 (1/1～12/31)	(1) 富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (2) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共 同 漁 業 権					
	共第32号	第1種	館 山 東 安 房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市布沼から布良に 至る地先
	共第33号	第1種	館 山 東 安 房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	南房総市白浜町根本 地先
	共第34号	第1種	館 山 東 安 房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	館山市相浜から南房総 市白浜町滝口に至る 沖合
	共第35号	第1種	東 安 房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	南房総市白浜町地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	あじ小型定置 (1/1～12/31)	
館山市相浜及び布良	いせえび (8/1～翌5/31)	富崎漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
館山市相浜及び布良 並びに南房総市白浜町	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) とさかのり (2/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) かき (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	なし
館山市相浜及び布良 並びに南房総市白浜町	いせえび (8/1～翌5/31)	なし
南房総市白浜町	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) とさかのり (2/1～9/15) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31)	(1) 乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (2) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共 同 漁 業 権		第2種			
	共第36号	第1種	東 安 房	H.25.9. 1から R. 5.8.31まで	南房総市白浜町地先
	共第37号	第2種	西 館 東 岬 山 安 房	H.25.9. 1から R. 5.8.31まで	館山市洲崎から南房総 市白浜町に至る地先
	共第38号	第1種	東 安 房	H.25.9. 1から R. 5.8.31まで	南房総市千倉町から白子 に至る地先
		第2種			
		第3種			
	共第39号	第1種	東 安 房	H.25.9. 1から R. 5.8.31まで	南房総市和田町地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	あさり (1/1～12/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31)	
南房総市白浜町	いせえび (8/1～翌5/31)	乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
館山市洲崎、西川名、伊戸、相浜及び布良並びに南房総市白浜町	いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) すずき固定式さし網 (1/1～12/31) いさき固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	富崎漁港及び乙浜漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
南房総市千倉町及び白子	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) うに (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31) いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	(1) 千倉漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (2) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。 (3) 固定式さし網漁業は、定置漁具から1,000メートル以上離れて操業しなければならない。
南房総市和田町	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31)	(1) 和田漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (2) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深13メー

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権			鴨川市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市江見外堀から 大海に至る地先
		第2種			
	共第40号	第1種			
共第41号	第1種	鴨川市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市貝渚から東町に 至る地先	

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) ところぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばい (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31)	ル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
鴨川市江見外堀、西江見、東江見、江見西真門、江見東真門、江見内遠野、江見青木、江見吉浦、江見太夫崎、天面、太海浜及び太海	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) ほんだわら (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) ところぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) かき (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	な し
鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町	はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31)	鴨川漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同漁業権		第3種			
	共第42号	第1種	鴨川市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市磯村から東町に至る地先
	共第43号	第1種	鴨川市 東安房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市東町地先
	共第44号	第1種	東安房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市浜荻から内浦に至る地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) かき (1/1～12/31) ばていら (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) なまこ (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	
鴨川市貝渚、磯村、 前原、横渚、広場及び東 町	だんべいきさご (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31)	鴨川漁港の泊地においては、船舶の 航行を妨げてはならない。
鴨川市貝渚、磯村、 前原、横渚、広場、 東町、浜荻及び天津	だんべいきさご (1/1～12/31) はまぐり (1/1～12/31)	な し
鴨川市東町、浜荻、 天津、内浦及び小湊	あおのり (9/1～翌5/31) はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) ほんだわら (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) なまこ (1/1～12/31) うに (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	天津漁港及び小湊漁港の泊地に おいては、船舶の航行を妨げてはなら ない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
		第3種			
共同 漁業 権	共第45号	第2種	鴨川市 東安房	H.25.9.1から R.5.8.31まで	南房総市和田町から 鴨川市に至る地先
	共第46号	第1種	新勝浦市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市大沢から吉尾に 至る地先
		第2種			
	共第47号	第1種	新勝浦市 勝浦	H.25.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市松部から部原に 至る地先

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	あじ地びき網 (1/1～12/31)	
南房総市和田町及び鴨川市	かに固定式さし網 (1/1～12/31) いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) すずき固定式さし網 (1/1～12/31) いさき固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	和田漁港の航路及び泊地並びに鴨川漁港、天津漁港及び小湊漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
勝浦市大沢、浜行川、興津、守谷、鵜原及び吉尾	あおのり (9/1～翌5/31) はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) ほんだわら (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) たこ (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) うに (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31) あじ小型定置 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13 メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
勝浦市松部、串浜、浜勝浦、勝浦、墨名、出水、川津、沢倉、新官及び部原	あおのり (9/1～翌5/31) はばのり (9/1～翌5/31) わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) ほんだわら (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) とこぶし (4/1～8/15) さざえ (7/1～翌5/31) ばていら (1/1～12/31)	勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権					
	共第48号	第2種	新勝浦市 勝浦	H.25.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市地先
	共第49号	第1種	御宿岩和田	H.25.9.1から R.5.8.31まで	夷隅郡御宿町地先
		第2種			
		第3種			
	共第50号	第2種	御宿岩和田	H.25.9.1から R.5.8.31まで	夷隅郡御宿町地先
	共第51号	第1種	夷隅東部	H.25.9.1から R.5.8.31まで	いすみ市地先
		第2種			

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
	いせえび (8/1～翌 5/31) たこ (1/1～12/31) なまこ (1/1～12/31) うに (1/1～12/31) えむし (1/1～12/31)	
勝浦市	いなだ固定式さし網 (1/1～12/31) ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	勝浦漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
夷隅郡御宿町	わかめ (9/1～翌 5/31) いわのり (9/1～翌 5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～ 9/15) とこぶし (4/1～ 8/15) ばていら (1/1～12/31) さざえ (7/1～翌 5/31) いせえび (8/1～翌 5/31) えむし (1/1～12/31) すずき小型定置 (1/1～12/31) あじ地びき網 (1/1～12/31)	身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13 メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
夷隅郡御宿町	ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31) こち固定式さし網 (1/1～12/31)	な し
いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町	わかめ (9/1～翌 5/31) いわのり (9/1～翌 5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) とりあし (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～ 9/15) とこぶし (4/1～ 8/15) さざえ (7/1～翌 5/31) かき (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌 5/31) えむし (1/1～12/31) すずき小型定置 (1/1～12/31)	(1) 大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。 (2) 身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深 13 メートル以上の小型定置漁業の漁具設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同漁業権	共第52号	第2種	夷隅東部	H.25.9.1から R.5.8.31まで	いすみ市地先
	共第53号	第1種	九十九里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	長生郡一宮町から白子町に至る地先
		第3種			
	共第54号	第1種	九十九里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	大網白里市地先
		第3種			
	共第55号	第1種	九十九里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	山武郡九十九里町地先
		第3種			
	共第56号	第1種	九十九里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	山武市本須賀から木戸に至る地先
		第3種			
	共第57号	第1種	九十九里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	山武市蓮沼平から蓮沼水に至る地先
		第3種			
	共第58号	第1種	九十九里	H.25.9.1から R.5.8.31まで	山武郡横芝光町屋形地先
		第3種			
	共第59号	第1種	海 匠	H.25.9.1から R.5.8.31まで	山武郡横芝光町木戸から旭市下永井に至る地先
第3種					
共第60号	第1種	海 匠	H.25.9.1から R.5.8.31まで	旭市地先	
	第2種				
共第61号	第1種	銚子市 海 匠	H.25.9.1から R.5.8.31まで	銚子市小浜町から春日町に至る地先	

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
いすみ市岩船、大原、深堀、日在、小沢、新田、若山及び岬町	ひらめ固定式さし網 (1/1～12/31)	大原漁港の泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
長生郡一宮町、長生村及び白子町	いせえび (8/1～翌5/31)	な し
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
大網白里市	あじ地びき網 (1/1～12/31)	な し
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
山武郡九十九里町	あじ地びき網 (1/1～12/31)	片貝漁港の航路及び泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
山武市本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松及び木戸	あじ地びき網 (1/1～12/31)	な し
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
山武市蓮沼平、蓮沼イ、蓮沼口、蓮沼八、蓮沼二及び蓮沼ホ	あじ地びき網 (1/1～12/31)	な し
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
山武郡横芝光町屋形及び北清水	あじ地びき網 (1/1～12/31)	な し
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	あじ地びき網 (1/1～12/31)	な し
	だんべいきさご (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	こたまがい (1/1～12/31)	
	かき (1/1～12/31)	
山武郡横芝光町木戸及び尾垂、匝瑳市並びに旭市	うばがい (1/1～12/31)	な し
	いせえび (8/1～翌5/31)	
	雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)	
銚子市名洗町、犬若、外川町、長崎町、犬吠崎、君ヶ浜及び海鹿島町	わかめ (9/1～翌5/31)	な し
	いわのり (9/1～翌5/31)	
	かじめ (1/1～12/31)	

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権					
	共第62号	第1種	銚子市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	銚子市西小川町から 川口町に至る地先
		第2種			

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同 漁業 権	共第63号 (大根漁業権)	第2種	銚子市 那珂湊 大洗町 鹿島灘 はさき	H.29.3.1から R.2.6.30まで	千葉県銚子市地先 (茨城県神栖市地先)

大根漁業権は、千葉県及び茨城県の関係漁業協同組合による共有漁業権であり、両県間の覚書に基づき、

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
並びに旭市飯岡、岩崎、 上永井、行内、権田沼 新田、三川、下永井、 萩園、塙、平松、狛野、 八木及び横根	ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) ふのり (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) さざえ (7/1～翌5/31) かき (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31)	
銚子市	わかめ (9/1～翌5/31) いわのり (9/1～翌5/31) かじめ (1/1～12/31) ひじき (1/1～12/31) おにくさ (1/1～12/31) どらくさ (1/1～12/31) ふのり (1/1～12/31) つのまた (1/1～12/31) てんぐさ (4/1～10/31) あわび (4/1～9/15) さざえ (7/1～翌5/31) かき (1/1～12/31) うばがい (1/1～12/31) たこ (1/1～12/31) いせえび (8/1～翌5/31) 雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)	銚子漁港内泊地においては、船舶の航行を妨げてはならない。

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
銚子市並びに茨城県 ひたちなか市のうち平 磯町以南の旧那珂湊 市、東茨城郡大洗町、銚 田市、鹿嶋市及び神栖 市	雑魚建網漁業 (12/1～翌9/30) (雑魚固定式さし網)	なし

両県知事が交互に免許している。

区画漁業権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
区 画 漁 業 権	区第1号	第1種	市川市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	市川市塩浜地先
	区第2号	第1種	市川市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	市川市塩浜地先
	区第3号	第1種	牛込	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市牛込及び金田東(旧牛込の区域に限る。)地先
	区第4号	第1種	金田	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)から畔戸に至る地先
	区第5号	第1種	久津間	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市久津間地先
	区第6号	第1種	江川	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市江川地先
	区第7号	第1種	木更津市中里	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市中里地先
	区第8号	第1種	木更津	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市吾妻から新港に至る地先
	区第9号	第1種	久津間 江川 木更津市中里 木更津	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市久津間から新港に至る地先
	区第10号	第1種	富津	H.30.9.1から R.5.8.31まで	富津市富津地先
	区第11号	第1種	新富津	H.30.9.1から R.5.8.31まで	富津市富津地先
	区第12号	第1種	富津市下洲	H.30.9.1から R.5.8.31まで	富津市川名及び篠部地先
	区第13号	第1種	大佐和	H.30.9.1から R.5.8.31まで	富津市千種新田から笹毛に至る地先
	区第14号	第1種	天羽	H.30.9.1から R.5.8.31まで	富津市湊から金谷に至る地先
	区第15号	第1種	鋸南町保田	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町大六地先
	区第16号	第1種	鋸南町勝山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町竜島地先

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
市川市押切、湊、末広、行徳駅前、入船、新浜、湊新田、香取、福栄、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻及び南行徳	のり養殖 (8/20～翌4/30)	毎漁期におけるのり養殖施設の設置については、事前に千葉海区漁業調整委員会に協議しなければならない。
市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出	のり養殖 (8/20～翌4/30)	同 上
木更津市牛込及び金田東(旧牛込の区域に限る。)	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
木更津市金田東(旧中島の区域に限る。)、中島、瓜倉及び畔戸	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
木更津市久津間	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
木更津市江川、岩根及び西岩根	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
木更津市中里	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
木更津市久津間、江川、岩根、西岩根、中里、吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
富津市大堀、青木、西川、新井及び富津	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
富津市川名及び篠部	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
富津市湊、竹岡、萩生及び金谷	のり養殖 (8/20～翌5/20)	同 上
安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	な し
安房郡鋸南町勝山、亀島、岩井袋及び下佐久間	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	な し

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
区 画 漁 業 権	区第17号	第1種	鋸南町勝山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町勝山地先
	区第18号	第1種	鋸南町勝山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町勝山及び 下佐久間地先
	区第19号	第1種	鋸南町勝山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町勝山及び 下佐久間地先
	区第20号	第1種	鋸南町勝山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町下佐久間 及び岩井袋地先
	区第21号	第1種	岩井富浦	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市小浦地先
	区第22号	第1種	岩井富浦	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市小浦地先
	区第23号	第1種	岩井富浦	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市富浦町多田良 地先
	区第24号	第1種	岩井富浦	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市富浦町多田良 地先
	区第25号	第1種	岩井富浦	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市富浦町多田良 地先
	区第26号	第1種	館山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	館山市船形地先
	区第27号	第1種	館山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	館山市相浜地先
	区第28号	第1種	館山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	館山市相浜地先
	区第29号	第1種	鴨川市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市貝渚地先
	区第30号	第2種	新勝浦市	H.25.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市吉尾地先
	区第31号	第1種	新勝浦市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市松部地先

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	魚類小割式養殖 (1/1～12/31)	なし
安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	魚類小割式養殖 (1/1～12/31)	なし
安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30) こんぶはえなわ式養殖 (10/1～翌6/30)	なし
南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	あわび垂下式養殖 (1/1～12/31)	なし
南房総市富浦町南無谷、富浦町居倉、富浦町手取、富浦町大津、富浦町丹生、富浦町豊岡、富浦町宮本、富浦町福澤、富浦町深名、富浦町青木、富浦町原岡及び富浦町多田良	魚類小割式養殖 (1/1～12/31)	なし
同上	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
同上	あわび垂下式養殖 (1/1～12/31)	なし
館山市船形、川名、那古、正木、八幡、湊、北条、新宿、長須賀、館山、沼、宮城、笠名及び大賀	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
館山市相浜	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
館山市相浜	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、広場及び東町	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30)	なし
勝浦市鶴原及び吉尾	魚介類築堤式養殖 (1/1～12/31)	なし
勝浦市松部及び串浜	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌4/30) こんぶはえなわ式養殖 (10/1～翌6/30)	なし

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
区画漁業権	区第32号	第1種	新勝浦市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市串浜地先
	区第33号	第1種	新勝浦市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	勝浦市松部地先
	区第34号	第1種	木更津	H.30.9.1から R.5.8.31まで	木更津市吾妻地先

定置漁業権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合等)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
定置漁業権	定第1号	定置	天羽	H.30.9.1から R.5.8.31まで	富津市金谷地先
	定第2号	定置	鋸南町保田	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町吉浜地先
	定第3号	定置	鋸南町勝山	H.30.9.1から R.5.8.31まで	安房郡鋸南町竜島及び勝山地先
	定第4号	定置	岩井富浦	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市小浦地先
	定第5号	定置	西岬 未来生活イノベーション経済研究所(株)	H.30.9.1から R.5.8.31まで	館山市浜田地先
	定第6号	定置	波左間	H.30.9.1から R.5.8.31まで	館山市波左間地先
	定第7号	定置	東安房	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市千倉町瀬戸地先
	定第8号	定置	東安房	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市千倉町白子地先
	定第9号	定置	東安房 (株)庄司政吉商店	H.30.9.1から R.5.8.31まで	南房総市和田町和田地先
	定第10号	定置	鴨川市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市磯村地先

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
勝浦市松部及び串浜	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌 4/30) こんぶはえなわ式養殖 (10/1～翌 6/30)	な し
勝浦市松部及び串浜	わかめはえなわ式養殖 (10/1～翌 4/30) こんぶはえなわ式養殖 (10/1～翌 6/30)	な し
木更津市吾妻、新宿、中央、富士見、新田、木更津、東中央、大和、文京、幸町、桜町及び貝淵	二枚貝垂下式養殖 (1/1～12/31)	港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
富津市金谷、萩生、竹岡及び湊	あじ定置 (1/1～12/31)	ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下5メートル以上沈下させて設置しなければならない。
安房郡鋸南町大六、吉浜、大帷子、保田及び元名	あじ定置 (1/1～12/31)	な し
安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間	あじ定置 (1/1～12/31)	な し
南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢	あじ定置 (1/1～12/31)	な し
館山市香、塩見、浜田、見物、坂田、洲崎、西川名及び伊戸	ぶり定置 (1/1～12/31)	な し
館山市波左間	ぶり定置 (1/1～12/31)	な し
南房総市千倉町及び白子	あじ定置 (1/1～12/31)	な し
南房総市千倉町及び白子	ぶり定置 (1/1～12/31)	な し
南房総市和田町	ぶり定置 (1/1～12/31)	な し
鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、和泉、広場、西町、東町、打墨、滑谷、八色、花房、粟斗、坂東、押切、池田、京田、太田学、竹平、川代、太尾、来秀、大里、田原西、成川、北小町、南小町、上小原、下小原、主基西、大幡、北風原、寺門、横尾、細野、	ぶり定置 (1/1～12/31)	な し

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合等)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
定置漁業権					
	定第11号	定置	鴨川市	H.30.9.1から R.5.8.31まで	鴨川市磯村地先

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
松尾寺、大川面、仲、宮山、吉尾西、吉尾平塚、奈良林、佐野、釜沼、金束、古畑、平塚、大山平塚、畑、西、東、東元浜荻飛地、上、仲町、代、二子、宮、太海、太海浜、太海西、天面、江見太夫崎、江見吉浦、西山、江見青木、東江見、西江見、江見内遠野、江見東真門、江見西真門及び江見外堀		
鴨川市貝渚、磯村、前原、横渚、和泉、広場、西町、東町、打墨、滑谷、八色、花房、粟斗、坂東、押切、池田、京田、太田学、竹平、川代、太尾、来秀、大里、田原西、成川、北小町、南小町、上小原、下小原、主基西、大幡、北風原、寺門、横尾、細野、松尾寺、大川面、仲、宮山、吉尾西、吉尾平塚、奈良林、佐野、釜沼、金束、古畑、平塚、大山平塚、畑、西、東、東元浜荻飛地、上、仲町、代、二子、宮、太海、太海浜、太海西、天面、江見太夫崎、江見吉浦、西山、江見青木、東江見、西江見、江見内遠野、江見東真門、江見西真門及び江見外堀	ぶり定置 (1/1～12/31)	な し

短期共同漁業権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
共同漁業権	短共第1号	第1種	市川市	R.2.9.1から R.3.8.31まで	市川市塩浜地先
		第2種			
	短共第2号	第1種	船橋市	R.2.9.1から R.3.8.31まで	船橋市地先
		第2種			
	短共第3号	第1種	船橋市	R.2.9.1から R.3.8.31まで	船橋市地先
		第2種			

関係地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
市川市	おごのり (1/1～12/31)	な し
	もがい (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	ほんびのすがい (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
	雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)	
船橋市	おごのり (1/1～12/31)	な し
	もがい (1/1～12/31)	
	かき (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	ほんびのすがい (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)		
船橋市	おごのり (1/1～12/31)	な し
	もがい (1/1～12/31)	
	かき (1/1～12/31)	
	はまぐり (1/1～12/31)	
	あさり (1/1～12/31)	
	ばかがい (1/1～12/31)	
	しおふき (1/1～12/31)	
	ほんびのすがい (1/1～12/31)	
	えむし (1/1～12/31)	
雑魚固定式さし網 (1/1～12/31)		

短期区画漁業権

漁業権	免許番号及び種類		漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置 (漁場の区域)
区 画 漁 業 権	短区第1号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.3.4.30まで	市川市塩浜地先
	短区第2号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.3.4.30まで	市川市塩浜地先
	短区第3号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.3.4.30まで	市川市本行徳地先
	短区第4号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.2.12.31まで	市川市本行徳地先
	短区第5号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.2.12.31まで	市川市高谷新町地先
	短区第6号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.2.12.31まで	市川市高谷新町地先
	短区第7号	第1種	船橋市	R.2.8.20から R.3.4.30まで	船橋市地先
	短区第8号	第1種	船橋市	R.2.8.20から R.3.4.30まで	船橋市地先
	短区第9号	第1種	市川市	R.2.8.20から R.3.4.30まで	浦安市日の出及び明海 地先

地元地区	漁業の名称及び漁業時期	制限又は条件
市川市	のり養殖 (8/20～翌4/30)	なし
市川市押切、湊、末広、行徳駅前、入船、新浜、湊新田、香取、福栄、欠真間、相之川、広尾、新井、島尻及び南行徳	のり養殖 (8/20～翌4/30)	なし
市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出	のり養殖 (8/20～翌4/30)	なし
市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出	のり養殖 (8/20～12/31)	なし
市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出	のり養殖 (8/20～12/31)	なし
市川市大和田、東大和田、稲荷木、田尻、高谷、原木、二俣、河原、下新宿、妙典、下妙典、上妙典、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、富浜、塩焼、宝、幸、加藤新田及び日之出	のり養殖 (8/20～12/31)	なし
船橋市	のり養殖 (8/20～翌4/30)	なし
船橋市	のり養殖 (8/20～翌4/30)	なし
市川市	のり養殖 (8/20～翌4/30)	なし